

第3編 治山測量作業

1. 機械器具

(1) 機械器具は、原則として次のものを使用するものとする。

種別	使用する機械器具
山腹平面測量	トランシット
簡易山腹平面測量	簡易トランシット (ポケットコンパス)
山腹縦断測量	レベル等
簡易山腹縦断測量	簡易トランシット (ポケットコンパス)
山腹横断測量	レベル等
簡易山腹横断測量	簡易トランシット (ポケットコンパス) 又はポール
中心線測量	トランシット
簡易中心線測量	簡易トランシット (ポケットコンパス)
中心線縦断測量	簡易トランシット (ポケットコンパス)
縦断測量	レベル
簡易縦断測量	レベル等
横断測量	レベル等
簡易横断測量	簡易トランシット (ポケットコンパス)
構造物計画位置横断測量	レベル等

(2) 受注者は、上記の機械器具と異なるものを用いるときは、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

(3) 受注者は、監督員が不相当と認めた機械器具は、使用してはならない。

2. 作業確認

(1) 受注者は、測量に先立ち予定地付近一帯の地形・地質・土壌・溪流の状況・崩壊地・地すべり地及び用排水路等を調査するものとする。

(2) 受注者は、主要な測量行程のうち、設計図書及び特記仕様書又は、あらかじめ監督員の指示したことについては、監督員の承認を得なければ作業を進めてはならない。

3. 測量

(1) 基準点は、原則として国土地理院の5万分の1地形図の標高を基準として決定する。

(2) 横断測量は、縦断測量の測点を基準として行うものとする。

(3) ベンチマークは、工作物計画位置付近の不動点に設ける。

(4) 各測点は、原則として木杭を用い、測点番号等を記入するものとする。

4. 製図

製図は、原則として監督員の指示するもの、及び次に定めるもののほか、土木製図通則 (JISA0101) 及び土木製図基準 (土木学会制定) を準用するものとする。

(1) 図面の図示方法は、「森林整備事業設計積算要領」による。

- (2) 図面の大きさは、原則としてA2版とする。ただし、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得るものとする。
- (3) トレース原図はマイラーとし、原則として墨入れをするものとする。ただし、監督員の承諾を得れば墨入れを省略することができる。
- (4) 原図及びトレース原図は、保管できる紙製格納筒等に入れて提出するものとする。

5. 成果品

(1) 成果品の提出

成果品は、原則として次のとおり提出するものとする。

原図及びトレース原図	各1部
複製図	各3部
計算表	各1部
測量野帳	各1部